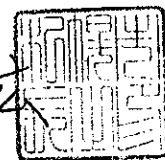


札幌市会計年度任用職員の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和7年9月10日

札幌市長

秋元克本



札幌市規則第54号

札幌市会計年度任用職員の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則

札幌市会計年度任用職員の勤務条件に関する規則（令和元年規則第45号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第16条第2項中「介護時間については、」を削り、「第12条（第3項を除く。）の規定を」を「第12条第1項の規定は、介護時間について」に改め、

「、条例施行規則第12条第2項中「連続した2時間」とあるのは「連続した2時間（当該会計年度任用職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間）」と、「当該2時間」とあるのは「当該2時間又は当該減じた時間」と」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 介護時間は、1日を通じ、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める時間を超えない範囲内の時間とする。

- (1) 当該会計年度任用職員について1日につき定められた勤務時間が7時間45分を下回らない場合 次のア及びイに掲げる日に応じ、当該ア及びイに定める時間

ア 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定による同条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する部分休業の承認を受けて勤務しない時間（以下「第1号部分休業時間」という。）がある日 2時間から第1号部分休業時間を減じた時間

イ 第1号部分休業時間がない日 2時間

(2) 当該会計年度任用職員について1日につき定められた勤務時間が7時間45分を下回る場合 次のア及びイに掲げる日に応じ、当該ア及びイに定める時間

ア 第1号部分休業時間がある日 当該勤務時間から5時間45分及び第1号部分休業時間を合計した時間を減じた時間

イ 第1号部分休業時間がない日 当該勤務時間から5時間45分を減じた時間

(2) 別表4 3の項中「(平成3年法律第110号)」を削る。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。